

令和7年度施設等利用費及び

豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金のご案内

■ 補助の対象となる方

次の<1>～<3>すべてを満たしている方が対象となります。

- <1> 施設等利用給付認定を受けた児童と同居する保護者で豊島区に住所を有している方。
- <2> 私立幼稚園に児童を通園させ、入園料、保育料を納入している方。
- <3> 児童が対象年齢区分に該当している方（ただし、就学義務を猶予又は免除された子は対象となります）。

■ 申請書類について

- (1) 全ての方：補助金申請書兼口座振替依頼書（以下「申請書」といいます。）を各幼稚園に提出
 - (2) 認可外保育施設の利用料、給食費の補助を申請する場合、別様式にして申請が必要です。
 - (3) 下記に該当する方は、申請書に必要書類をホッチキス留めにて添付してください。
ただし、私立幼稚園児保護者補助金申請にかかる個人番号の調書（以下「個人番号の調書」）については幼稚園より配布される返信用封筒にて申請書とは別に、区宛に送付ください。
- ※添付漏れの場合、補助金の交付ができないことがありますので、ご注意ください。

対象	必要書類
令和7年1月2日以降に豊島区に転入された方	個人番号の調書（下記2次元コードよりダウンロード。もしくは幼稚園にお申し出ください。）
豊島区外に単身赴任されている生計を一にする方がいる場合	※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、令和7年1月1日現在の住所地で発行する課税証明書または税額決定通知書の写し（単身赴任をされている生計を一にする方がいる場合、単身赴任されている方のもの）を提出してください。
海外から転入された方	令和6年中の収入状況を確認できる書類（給与支払証明書等） ※外国語の場合は日本語訳もつけてください。
ひとり親の方	戸籍謄本の写し、児童扶養手当証書・ひとり親医療証の写し、のいずれか1点
税の未申告の方 (扶養家族以外の世帯全員)	令和7年1月1日時点の住所地にて住民税の税申告のうえ、個人番号の調書をご提出ください。※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、課税証明書または税額決定通知書の写しを申請書に添付してください。 住所地が豊島区で未申告だった方は、税申告した旨を区にご連絡ください。
※ 次の要件に該当する方は、戸籍謄本の写し、または障害者手帳等の写しを添付してください。	
(1) 配偶者のいない者で現に児童を扶養している方 (2) 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る） (3) 要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯	

■ 補助金の交付時期

交付時期（予定）：4～8月分：令和7年11月末

9～3月分：令和8年5月末

交付方法：保護者の方への指定口座へ振り込み



認可外保育施設の利用料、給食費補助の申請書は、
左記②次元コードよりダウンロードが可能です。

※申請書の振込先口座の記載内容に誤りがあると、交付日に振込ができないことがありますのでご注意ください。

※今回の申請で年度末までの申請が可能です（途中転出・退園の場合は除く）。

※振込先口座は令和8年5月末まで解約しないでください。

■ 申請期限

各幼稚園指定の提出期限まで【期間厳守】

年度途中で豊島区へ転入された方や途中入園等された方は、速やかに申請をお願いいたします。

令和7年度補助金の申請期限は、令和8年4月6日（月）必着です。
期限を過ぎての申請は、支給ができない場合があるのでご注意ください。

■ 補助金の種類と補助金額等

豊島区（令和7年度後期）【代理受領園】

（1）入園時補助金

令和7年度に私立幼稚園等に入園した場合、納入した入園料の一部を補助します。
納入した入園料の額が補助金額に満たなかった場合は納入額を限度とします。園児1人につき1回限りです。

	所得の基準（令和7年度区市町村民税所得割課税額）	補助金額
対象	所得割課税額420,000円以下の世帯	50,000円

（2）保育料補助【園児保護者負担軽減補助金】

保護者が納入した入園料、保育料の一部を補助します。年度内に保護者が納入した入園料、保育料及びその他納付金が補助上限額となります。
対象園児に保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合、年齢に関わらず、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。

世帯区分	所得の基準（上限額） (区市町村民税所得割課税額)	補助金額（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯、 世帯区分2のうちひとり親世帯等	12,200円	12,200円	12,200円
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、 世帯区分3のうちひとり親世帯等	9,200円	10,200円	10,200円
3	所得割課税額77,100円以下の世帯	7,800円	7,800円	10,200円
4	所得割課税額211,200円以下の世帯	7,800円	7,800円	9,600円
5	所得割課税額256,300円以下の世帯	7,800円	7,800円	9,000円
6	所得割課税額256,300円を超える世帯	7,800円	7,800円	7,800円

（3）預かり保育料

保育の必要性の認定を受けた方のみ対象です。1日あたり450円、月あたり下記記載額を上限とし給付します。ただし、実際に支払った預かり保育料が下記記載の上限額を下回る場合は、預かり保育料が支給限度額となります。なお、預かり保育の利用日数及び利用料については各園に報告いただくことで確認を行なうため、領収証等の提出は不要です。

また、通園している幼稚園の預かり保育が一定の基準を満たしていない場合、認可外保育施設等の利用料が、幼稚園の預かり保育料とあわせて下記上限額まで無償化の対象となります。認可外保育施設等の利用料の請求方法等については、園に配布しております「認可外保育施設等の利用料の請求手続きについて」をご確認ください。

対象	認定区分（保育の必要性のない方は対象外）	補助上限額
3歳児～5歳児	施設等利用給付認定2号	11,300円
満3歳児のうち 住民税非課税世帯	施設等利用給付認定3号	16,300円
満3歳児のうち 住民税課税世帯※	施設等利用給付認定1号+保育の必要性が認められた方	16,300円

※令和7年9月より東京都の制度が改正され、満3歳児のうち住民税課税世帯の第1子も、保育の必要性が認められた場合は預かり保育料の補助対象となりました。

（4）実費徴収に係る補足給付（給食費補助）

給食を提供されており（牛乳のみ、おやつのみ提供の場合含む）、給食実費を園に支払っている場合に対象となります。（家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外。）以下の対象に該当する方で本補助金を申請する場合、本案内に同封しております「実費徴収に係る補足給付（給食費補助）の申請手続きについて」をご確認ください。

対象	認定区分	補助上限額（月額）
年収680万未満相当世帯（所得割課税額211,200円以下）の子ども、または第3子以降※の子ども	施設等利用給付認定1号～3号	副食費相当分 4,900円 主食費相当分 3,000円

※対象園児に保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合、年齢に関わらず、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。

【その他のご案内】

- ◆生計を一にするご家族が単身赴任等の場合・・・同居、別居にかかわらず同一世帯として算定。
- ◆区市町村民税所得割課税額・・・世帯全員を合算。住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除の適用前の額。園児が父母以外の親族（祖父母等）に扶養されている場合、その方の課税額も対象。4月から8月分の補助額の算定には令和6年度所得割課税額、入園時補助金及び9月から翌3月分の算定には令和7年度所得割課税額を用いて審査。
- ◆年度途中での入退園や、豊島区を転出入した場合・・・日割で計算。
- ◆補助金交付決定通知書・・・交付日の1週間前頃に自宅に郵送。年度途中で海外へ転出された方の通知書には年度末まで区で保管。
- ◆年度途中で世帯状況に変更があった場合・・・補助額が変更となる可能性があるため、速やかに区に連絡ください。

記入例

おもて

※訂正する場合は二重線で消し、書き直してください。
修正テープや修正ペン、消えるボールペンは使わないでください。

施設等利用費及び私立幼稚園等園児保護者補助金申請書 兼 口座振替依頼書 (幼稚園保育料等減免措置に関する調書)

申請者について		申請者氏名の欄と同じ印を押してください。認印で構いません。		年 月 日	
申請者(保護者)	入園時補助金、施設等利用費、園児保護者負担軽減補助金について、以下のとおり申請します。 また、保護者補助金の交付決定に必要な世帯全員の住民登録情報及び保護者の税情報について、区が閲覧し利用することに同意します。なお、補助金が交付決定されたことは、裏面記載の口座に振り込みください。			豊島区	丁目
	住所	番	号		
押印してください。認印で構いません。		印	印	印	
氏名	豊島 太郎	電話番号	携帯 090-XXXX-XXXX	自宅 03-XXXX-XXXX	
※申請者(保護者)名は、「施設等利用給付認定通知書」記載漏れや振込先口座情報などの確認をさせていただく場合があります。日中つながりやすい電話番号をご記入ください。					

対象園児について		幼稚園名	としま		幼稚園	入園年月日	令和7年4月1日入園
園児氏名	フリガナ		トシマ イチロウ	生年月日		平成 令和 3年7月11日	
	豊島 一郎		転園の場合	月途中の入園の場合は入園日をご記入ください。			
年齢区分	満3歳児	3歳児	4歳児				
該当歳児に○をしてください。	令和4年4月2日～ 令和5年4月1日に出生し満3歳に達した幼児	令和3年4月2日～ 令和4年4月1日生まれ	令和2年4月2日～ 令和3年4月1日生まれ	平成31年4月2日～ 令和2年4月1日生まれ			

世帯の状況について		入ください。ただし上記に記載の方はご記入ください。多子世帯の場合、漏れなくご記入ください。		多子計算に影響しますので、区外在住の子も漏れなくご記入ください。	
園児と同一世帯の方をすべて記入してください。単身赴任など別居の場合も記入してください。		保護者と同一生計であれば、成人した子も含みます。			
氏名 生年月日		世帯主			
トシマ タロウ 豊島 太郎 1年5月5日生		妻			
トシマ ハナコ 豊島 花子 2年8月8日生		弟		○○保育園	
トシマ ジロウ 豊島 二郎 5年7月11日生		姉		大学○年生。区外在住。	
区処理欄には、記入しないでください。					
※ 裏面					
区処理欄 整理NO.		区分	年度	所得割 父…	円、母… 円
		第 子	年度	所得割 父…	円、母… 円

うら

※今年度から入園した場合(年度途中で豊島区に転入した場合も含む)は、口座情報の登録がないので、振込先口座を必ず記入してください。
※ご兄弟が在園時に振込先口座を指定していた場合でも、今年度ご入園のお子様について改めて振込先口座をご指定ください。

■口座振込依頼書について

口座名義人氏名 (カタカナ)		銀行 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店 出張所
振込先	銀行コード	支店コード		
上記申請者名義の口座番号をご記入ください。 預金種目は普通のみです。(当座・貯蓄は振込めません。) (お願い)記載いただく口座は令和8年5月末まで解約しないでください。		口座番号		
※令和7年度から入園した場合は、兄弟が在園時に振込先口座を指定して下さい。				
※前年度の申請をされた方について 前年度と同様の振込先とする場合は右記に○を付け、振込先欄は空欄のままで下さい。 前年度に申請した振込先を変更する場合は振込先欄にご記入ください。 なお、右記に○を付けたうえ振込先欄に記入をされた場合、上記振込先情報を優先して扱います。 ※認可施設等の利用料又は給食実費に係る補助を申請する場合も、以下の口座へ振込して下さい。				

※申請者と口座名義人は必ず一致させてください。

※振込先口座は金融機関の「普通口座」をご記入ください。

※提出前に、金融機関名、支店名、口座番号について、

■異動状況について

- (1)令和7年1月2日以降に豊島区に転入された方、又は父母いずれかが単身赴任等の場合は、上記に○を付け、振込先欄は空欄のままで下さい。
(2)「施設等利用費及び豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金のご案内」に記載のあ

令和7年1月1日時点の住所地(住民票)は、
【父】□豊島区□区外(国内)
【母】□豊島区□区外(国内)
(1)豊島区外にお住まいだった場合、税情報に関する書類(個人番号の調書等)を提出します。
(2)ひとり親等の世帯に該当する場合、上記に関する書類(戸籍謄本等)を提出します。

該当する方は、ご記入ください。
補助金によって、税情報が確認できない場合に支給対象外となったり、
支給額が変更となることがあります。金額などはご案内を確認してください。

* * 最終チェック * *

- 記入漏れはありませんか？
- 押印(捺印・申請者同意印)に漏れはありませんか？
⇒押印のない場合、申請書は受理できません。
- 申請者と口座名義人は同一ですか？
- 振込先口座(金融機関・支店・口座番号・口座名義人)は間違いないですか？
- 必要書類(課税証明書等)の添付漏れはありませんか？
- 必要書類(課税証明書等)はホチキス留めされていますか？
- 修正テープや修正ペン、消えるボールペンの使用はありませんか？

お手数をおかけしますが、
提出前にご確認をお願いいたします。

⇒使用されている場合、申請書が受理できません。
お手数ですが、新しい用紙で書き直しをお願いいたします。